

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市文化会館(以下「文化会館」という。)の整備基本計画(平成24年3月策定)に沿った管理運営計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)文化会館の管理運営計画に必要な基本理念や基本方針、事業計画、管理運営体制、市民参画などに関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、文化会館の管理運営に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、地方公共団体の議会の議員又は常勤の公務員である者を除く。

- (1)識見を有する者
- (2)関係機関・団体等の代表又は構成員
- (3)公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。